

課税される収入がなかった方の記入欄

・課税される収入がなかった方は、申告書表面「収入のなかった方」の□に✓をして、申告書裏面「収入のない期間があった方の記入欄」の該当する箇所に御記入ください。

収入のない期間があった方の記入欄				
令和7年中の生活状況について、次の該当する番号に○印、□に✓をして必要な事項を記入してください。				
1 以下の方の扶養を受けた方	氏名	生年月日	明・大・昭・平	
配偶者	調布市で同居 住所など	□ 同居 市外在住 (国外含む)	電話番号	() -
	●調布市内で、令和8年1月1日現在居住している住居について □配偶者の単独名義（賃貸・社宅含む）□その他（名義は ●配偶者の他区市町村での令和7年度個人住民税の課税状況について 非課税の方は右記の□に✓をつけてください。（国外はチェック不要）□非課税			
配偶者以外	氏名	生年月日	明・大・昭・平	
	住所	電話番号	() -	
2 その他（上記1以外の方は下記の該当する番号に○印をしてください。）				
(1)遺族年金 (2)障害年金 (3)生活保護 (4)休業中 (5)預貯金				
(6)その他（昨年の生活状況を記入してください。）				

次に該当する場合は、市外に住む配偶者に均等割（年税額4,000円）が課税されます。
(地方税法第294条第1項第2号)
(1) 配偶者が市外に住んでいる
(2) 配偶者の単独名義で所有または賃貸等契約する家屋敷（アパート・マンション・社宅を含む）が調布市にあり、家族が居住している
(3) 配偶者が他市区町村において令和8年度個人住民税が課税されている（海外居住者含む）

医療費控除の明細書

明細書の添付がないと医療費控除は受けられません（領収書の添付は不要です）。

- 「医療を受けた方」「病院・薬局等」ごとにまとめた領収書をもとに、支払った医療費を集計し、記入してください。（領収書1件ごとに記入する必要はありません。）
- 医療保険者が発行した「医療費通知」（「医療費のお知らせ」など）を添付すると、その通知に記載されている部分は、明細書の作成を省略できます。
- 算出された合計額①を表面①の「支払った医療費等」欄に、②を「保険金などで補填される金額」欄にそれぞれ転記してください。（表面に記載がない場合、医療費控除として計上されません。）

【記入例】

例) 調布太郎さんが△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費（京王線・△バス）：往復780円	→ ○△病院：計12,000円
5月28日 診療：5,500円 通院費（京王線・△バス）：往復780円	通院費：計 1,560円

※「□その他の医療費」欄は、通院費・医療用器具の購入（通常必要なものに限ります。）などがある場合にチェックします。
※通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局医薬品などの名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される額
調布 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000円	
//	京王線・△バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560円	
合 計				① 13,560円 ② 0円
① 支 払 た 医 療 費 等	保険金などで補填される金額			
② 医療費控除	円	円		

※合計額①を表面①の「支払った医療費等」欄に、②を「保険金などで補填される金額」欄にそれぞれ転記してください。

セルフメディケーション税制

医療費控除を申告する際、セルフメディケーション税制を選択する場合は、申告書表面「医療費控除」欄の区分に「1」と記載してください。

※医療費控除とセルフメディケーション税制の両方適用はできません。

医療費控除	1	①
-------	---	---

【申告についてのお問い合わせ先・郵送先】 調布市役所 市民部 市民税課 市民税係

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1 電話番号：042-481-7111(代表) 042-481-7193～7197(直通)

令和8年度 市民税・都民税申告書 手引き

(調布市)

【郵送で申告書を提出される方へ】

◎申告書を郵送される方は、手引きを参照のうえ、申告書に必要事項を記入し、所得や控除の証明できるもの等を同封してください。
なお、封筒には必ず切手を貼付のうえ、差出人の住所・氏名等を明記してください。

◎收受日付印のある市民税・都民税申告書の受付書が必要な場合は、返信用封筒（宛名を記入のうえ、切手を貼付してください。）を同封してください。

※調布市公式ホームページでも申告書の作成ができます。作成後印刷し、添付書類を同封うえ、市民税課まで郵送してください。



外部リンク先「税額シミュレーションシステム」にて申告書の作成ができます。

【ふるさと納税額や市民税額の試算、申告書の作成】

トップページ>暮らし・手続き>税金>個人市民税>個人住民税の計算

<https://www.city.chofu.lg.jp/030010/p014018.html>

【電子申告で提出される方へ】

◎電子申告（オンライン）で提出される方は、「eLTAX個人住民税電子申告システム」の申告フォームに必要事項を入力し、所得や控除の証明できるもの等をデータで指定の場所に添付してください。詳細は以下のホームページを御確認ください。



外部リンク先「eLTAX個人住民税電子申告システム」にて申告できます。

【市・都民税(住民税)の申告】

トップページ>暮らし・手続き>税金>個人市民税>個人住民税の申告

<https://www.city.chofu.lg.jp/030010/p014029.html>

個人番号（マイナンバー）の確認

・個人番号を記載した申告書を提出する場合は、次の書類をご用意ください。郵送で提出する場合は、写しをお送りください。

本人が申告書を作成する場合は、次の1・2いずれかの書類

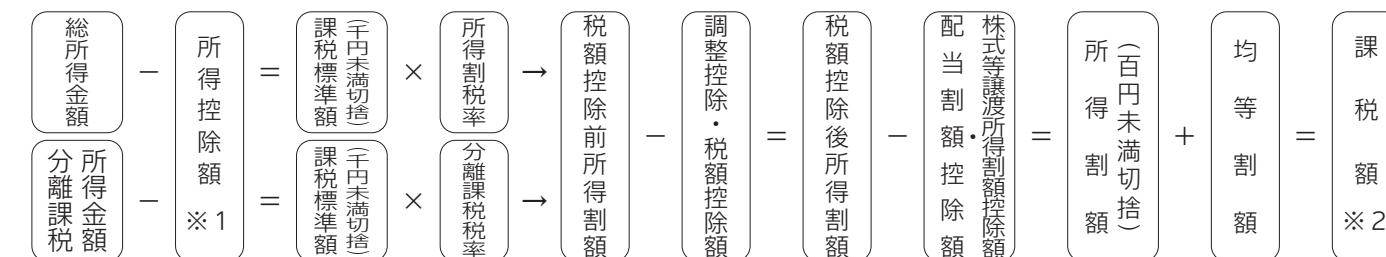
(家族が提出する場合は写しをお持ちください)

1	個人番号カード（マイナンバーカード）
2	通知カードと身分証明書
《身分証明書の例》	
運転免許証・旅券（パスポート）・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・在留カード等	

代理人が申告書を作成する場合は、次の1～3すべての書類

1	代理権確認 (右のいずれか)	(任意代理人の場合) 委任状 (法定代理人の場合) 戸籍謄本
2	代理人の身元確認 《身分証明書の例》 運転免許証・旅券（パスポート）・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・在留カード等	代理人の身分証明書
3 本人の番号確認		本人の個人番号カードまたは通知カードの写し

市民税・都民税の計算方法



※1 所得控除額は、総所得金額から優先的に控除します。

※2 令和6年度から市民税・都民税の課税額に合わせて国税の森林環境税（年額1,000円）が賦課徴収されます。

市民税・都民税の所得割税率・均等割額

	所得割税率	均等割額
市 民 税	6 %	3,000円
都 民 税	4 %	1,000円

※分離課税の申告方法については
市民税課までお問い合わせください。

(市HP)
税率については
ホームページを
御確認ください



申告書の書き方 (令和7年1月1日から令和7年12月31日までの内容)

①住所・氏名等

令和8年1月1日現在の住所、氏名等を記入してください。※「現住所」は1月1日の住所と同様であれば記入不要です。

②主な所得金額

営業 卸売業・小売業・サービス業など事業の経営による所得のほか、作家、外交員、俳優などの職業による所得
農業 農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などによる所得

不動産 賃貸、賃貸アパート、貸地などによる所得

「1 収入金額等」欄には、昨年中に収入が確定した金額を記入してください。

「2 所得金額」欄には、「収入金額等」欄の金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に内訳もあわせて記入してください。

利子 公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配による所得（源泉分離課税分は除く）

配当 株式または出資の配当、剰余金の分配、投資信託（公社債投資信託などを除く）などの収益の分配による所得
「1 収入金額等」については、総合課税分として申告する配当収入を記入してください。

「2 所得金額」については、「収入金額等」欄の金額から株式などの元本の取得に要した負債の利子を差し引いた金額を記入してください。

※配当割額控除額がある場合は、申告書裏面の「14配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に金額を記入してください。

※分離課税で申告する場合は、申告用紙が別になりますので、お問い合わせください。

※令和6年度以降、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と住民税の課税方式を一致させることにより、異なる課税方式を選択できなくなりました。

給与 債給、給料、賞与などによる所得

「1 収入金額等」欄には、昨年中に収入が確定した金額で、源泉徴収前の金額を記入してください。

「2 所得金額」欄には、以下の表を用いて算出された金額を記入してください。

源泉徴収票または給与明細書がない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」を記入してください。

《給与所得の計算》

給与等の収入金額(A)	給与所得金額
650,999円まで	0円
651,000円～1,899,999円	(A) - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	(A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円

雑(公的年金等) 年金、恩給などの所得（遺族年金・障害年金は除く）

「1 収入金額等」欄には、昨年中に支給された金額で、源泉徴収前の金額を記入してください。

「2 所得金額」欄には、以下の表を用いて算出された金額を記入してください。

《公的年金等の所得の計算》

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000円以下	1,000円超2,000円以下	2,000円超
65歳以上	3,300,000円未満	(B) - 1,100,000円	(B) - 1,000,000円	(B) - 900,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(B) × 75% - 275,000円	(B) × 75% - 175,000円	(B) × 75% - 75,000円
S 36.1.1以前生	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B) × 85% - 685,000円	(B) × 85% - 585,000円	(B) × 85% - 485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	(B) × 95% - 1,455,000円	(B) × 95% - 1,355,000円	(B) × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円
65歳未満	1,300,000円未満	(B) - 600,000円	(B) - 500,000円	(B) - 400,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(B) × 75% - 275,000円	(B) × 75% - 175,000円	(B) × 75% - 75,000円
S 36.1.2以降生	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B) × 85% - 685,000円	(B) × 85% - 585,000円	(B) × 85% - 485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	(B) × 95% - 1,455,000円	(B) × 95% - 1,355,000円	(B) × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円

雑(業務) 原稿料、講演料、シルバー人材センターの配分金、食料品配達などの副収入による所得

雑(その他) 他の所得に該当しない生命保険個人年金などの所得

「1 収入金額等」欄には、昨年中に収入が確定した金額を記入してください。

「2 所得金額」欄には、「収入金額等」欄の金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。

※申告書裏面の「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」に内訳もあわせて記入してください。

総合譲渡 自動車や機械器具などの資産の譲渡による所得

※譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの：「短期」 5年を超えるもの：「長期」

一時 賞金、懸賞当せん金、競馬の払戻金、生命保険金などの一時的な所得

「1 収入金額等」欄には、昨年中に収入が確定した金額を記入してください。

「2 所得金額」欄には、申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に内訳を記入し、「二 合計イ+ [(口+ハ) × ½]」の金額を転記してください。

特別控除額：50万円（収入金額-必要経費が50万円未満の場合はその金額）

譲渡の特別控除額は、①短期、②長期の順に差し引きます。

現住所		郵便番号		
1月1日現在の住所		電話番号		
提出年月日	年 月 日	生年 月 日	世帯主 の氏名	個人番号
整理番号				

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項				
社会保険料控除				
1 収入金額等	事業農業等	1 不動産	2 利子	3 配当
2 収入金額等	事業農業等	2 不動産	3 利子	4 配当
3 収入金額等	事業農業等	3 不動産	4 利子	5 配当
4 収入金額等	事業農業等	4 不動産	5 利子	6 配当
5 収入金額等	事業農業等	5 不動産	6 利子	7 配当
6 収入金額等	事業農業等	6 不動産	7 利子	8 配当
7 収入金額等	事業農業等	7 不動産	8 利子	9 配当
8 収入金額等	事業農業等	8 不動産	9 利子	10 配当
9 収入金額等	事業農業等	9 不動産	10 利子	11 配当
10 収入金額等	事業農業等	10 不動産	11 利子	12 配当
11 収入金額等	事業農業等	11 不動産	12 利子	13 配当
12 収入金額等	事業農業等	12 不動産	13 利子	14 配当
13 収入金額等	事業農業等	13 不動産	14 利子	15 配当
14 収入金額等	事業農業等	14 不動産	15 利子	16 配当
15 収入金額等	事業農業等	15 不動産	16 利子	17 配当
16 収入金額等	事業農業等	16 不動産	17 利子	18 配当
17 収入金額等	事業農業等	17 不動産	18 利子	19 配当
18 収入金額等	事業農業等	18 不動産	19 利子	20 配当
19 収入金額等	事業農業等	19 不動産	20 利子	21 配当
20 収入金額等	事業農業等	20 不動産	21 利子	22 配当
21 収入金額等	事業農業等	21 不動産	22 利子	23 配当
22 収入金額等	事業農業等	22 不動産	23 利子	24 配当
23 収入金額等	事業農業等	23 不動産	24 利子	25 配当
24 収入金額等	事業農業等	24 不動産	25 利子	26 配当
25 収入金額等	事業農業等	25 不動産	26 利子	27 配当
26 収入金額等	事業農業等	26 不動産	27 利子	28 配当
27 収入金額等	事業農業等	27 不動産	28 利子	29 配当
28 収入金額等	事業農業等	28 不動産	29 利子	30 配当
29 収入金額等	事業農業等	29 不動産	30 利子	31 配当
30 収入金額等	事業農業等	30 不動産	31 利子	32 配当
31 収入金額等	事業農業等	31 不動産	32 利子	33 配当
32 収入金額等	事業農業等	32 不動産	33 利子	34 配当
33 収入金額等	事業農業等	33 不動産	34 利子	35 配当
34 収入金額等	事業農業等	34 不動産	35 利子	36 配当
35 収入金額等	事業農業等	35 不動産	36 利子	37 配当
36 収入金額等	事業農業等	36 不動産	37 利子	38 配当
37 収入金額等	事業農業等	37 不動産	38 利子	39 配当
38 収入金額等	事業農業等	38 不動産	39 利子	40 配当
39 収入金額等	事業農業等	39 不動産	40 利子	41 配当
40 収入金額等	事業農業等	40 不動産	41 利子	42 配当
41 収入金額等	事業農業等	41 不動産	42 利子	43 配当
42 収入金額等	事業農業等	42 不動産	43 利子	44 配当
43 収入金額等	事業農業等	43 不動産	44 利子	45 配当
44 収入金額等	事業農業等	44 不動産	45 利子	46 配当
45 収入金額等	事業農業等	45 不動産	46 利子	47 配当
46 収入金額等	事業農業等	46 不動産	47 利子	48 配当
47 収入金額等	事業農業等	47 不動産	48 利子	49 配当
48 収入金額等	事業農業等	48 不動産	49 利子	50 配当
49 収入金額等	事業農業等	49 不動産	50 利子	51 配当
50 収入金額等	事業農業等	50 不動産	51 利子	52 配当
51 収入金額等	事業農業等	51 不動産	52 利子	53 配当
52 収入金額等	事業農業等	52 不動産	53 利子	54 配当
53 収入金額等	事業農業等	53 不動産	54 利子	55 配当
54 収入金額等	事業農業等	54 不動産	55 利子	56 配当
55 収入金額等	事業農業等	55 不動産	56 利子	57 配当